

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1		府省庁名	内閣府			
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）						
要望項目名	国家戦略特区における所得控除制度の創設						
要望内容（概要）	<p>法人実効税率の引き下げに係る議論を踏まえつつ、国家戦略特別区域計画に定められた事業を実施する一定の法人について、当該事業による所得金額の一定割合を課税所得から控除できる制度を創設するとともに、所要の規定を整備する。</p> <p><検討事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得控除率 ・ 地方公共団体の負担軽減措置 ・ 対象となる事業及び区域の範囲 ・ 対象となる規制の特例措置の範囲 ・ 統括会社の設立時資本金及び増資額 ・ 所要の規定整備 <p style="text-align: right;">等</p>						
関係条文							
減収見込額	[初年度]	—	（ — ）	[平年度]	—	（ — ）	（単位：百万円）
減収見込額	[改正増減収額]	—					
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>これまで以上にスピード感をもって強力に、世界の企業が日本に投資したくなるようなビジネス環境を作っていくため、国・自治体・民間の三者が一体となって集中的な取組を行うことが重要である。そのため、国の経済成長に大きなインパクトを与えるプロジェクトを推進し、国全体の改革のモデルとなる成功例を創出していくことが必要である。</p> <p>現在、各特区において順次各区域計画の策定に向けた区域会議が立ち上がり、事業の実現化段階に入るところであり、特区の具体的なニーズを踏まえ、新たな事業を強力に推進すべく、事業環境の整備を図る必要がある。</p> <p>この観点から、国家戦略特区において、国家戦略特別区域計画に定められた事業を実施する一定の法人について、当該事業による所得金額の一定割合を課税所得から控除できる制度を創設することで、国家戦略特区における法人実効税率の引き下げを図り、更なる投資を促すこととする。</p> <p>なお、現在、政府全体での法人実効税率に係る議論により、全国的な実効税率について数年での引き下げが見込まれているが、競争の激化する東アジアにおける日本の立地競争力の回復（対日投資促進）と規制緩和を活用したニュービジネスの創出を図るためには、国家戦略特区において先行して大胆な税制措置や規制緩和等の施策の総合的かつ集中的な実施を促進することが急務であるため、政府全体での実効税率の引き下げ議論を踏まえつつ、国家戦略特区において所得控除制度を創設することにより、特区内実効税率の先行的引き下げを図り、更なる投資を促すこととする。</p>						
本要望に対応する縮減案	—						
			ページ	1—1			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 6 地域活性化の推進 施策目標 1 国家戦略特区の推進
	政策の達成目標	2020年までに、世界のビジネス環境ランキングで日本が現在の先進国15位から3位以内に入ること、世界の都市総合ランキングで東京が現在の4位から3位以内に入ることを目指して、大胆な事業環境整備を進める。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成28年度末まで
	同上の期間中の達成目標	国の成長戦略に基づき、内閣総理大臣主導で、民間の力を活用しながら、集中的な取組を行うことにより、より一層スピード感をもって強力に、世界の企業が日本に投資したくなるような「世界で一番ビジネスのしやすい環境」の創出を目指す。
	政策目標の達成状況	平成26年5月1日、国家戦略特別区域及び区域方針（内閣総理大臣決定）において6区域が指定され、現在、同区域方針に基づき、各区域において区域計画の策定に係る区域会議を順次開催、審議中。
有効性	要望の措置の適用見込み	検討中
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	検討中
	ページ	1—2

相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	<p>国家戦略特区税制</p> <p>①特別償却又は法人税額の特別控除制度 国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められたものが、国家戦略特区において機械等を取得した場合の特別償却（※）又は税額控除制度。 ※特定中核事業の用に供される一定の機械及び装置並びに開発研究用器具及び備品については、その普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却（いわゆる「即時償却」ができる。）</p> <p>②研究開発税制の特例 上記①の即時償却の適用を受ける特定中核事業の用に供された開発研究用資産について、即時償却に加え、その減価償却費の12%を税額控除。</p> <p>③固定資産税の課税標準の特例 特定中核事業のうち医療分野における一定の研究開発に関する事業の実施主体として区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において取得した当該研究開発の用に供する一定の設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1。</p> <p>④国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置 国家戦略民間都市再生事業を定めた区域計画について内閣総理大臣の認定を受けたときは、都市再生特別措置法の認定があったとみなされる。この場合に、都市再生緊急整備地域において行われる都市再生事業の課税の特例（割増償却及び登録免許税の軽減等）の適用。</p>
	予算上の措置等の 要求内容 及び金額	<p>「国家戦略特区支援利子補給金」を要求。 （平成26年度予算額 1.5億円） （平成27年度要求額 未定）</p>
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	<p>内閣総理大臣による認定を受けた区域計画に定められた特定事業に対し、上記の金融支援及び要望税制措置等により、事業実施主体のニーズに合わせ、支援。</p>
	要望の措置の 妥当性	<p>国家戦略特区で推進するプロジェクトに関する事業を法人が実施する場合に当該事業に係る所得そのものを対象に一定割合を控除しようとする特例的な制度を講じることは、特区内において規制改革を活用して行われる新たな事業の安定的な発展を通じ、我が国の産業競争力の強化と国際的な経済活動の拠点の形成という政策目的を達成するための手段として有効である。</p> <p>なお、措置の対象は国家戦略特別区域計画に定められた一定の法人に限定されており、必要最小限の措置である。</p>
ページ	1—3	

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—